

組合のハラスメント防止対策について

広域関係3組合では、働きやすい職場環境を実現するために職場内のハラスメントの防止対策を行っています。

ハラスメント防止に関する規程

- ・ 職員の責務
- ・ 措置機関設置
- ・ 懲戒処分実施
- ・ 相談者保護

組合として職場内のハラスメント事案を防止、排除する姿勢を宣言し、明確化するとともに、基本的な原則や仕組み、対応方法を規定しています。

ハラスメント苦情相談窓口

7～8人の相談員で構成

- ・ 苦情相談の受付
- ・ ハラスメント対策制度の周知
- ・ ハラスメント研修等の実施

相談員は、相談のしやすさを考慮して、役職や男女のバランスをとりながら複数のラインを確保するように配置しています。
相談員が相談を受けた場合は、相談者保護の原則に配慮した上で複数の相談員で周辺情報の収集等を行い、対応します。

ハラスメント対策委員会

当事者への
指導、改善
指示

制裁として
の
懲戒処分

相談者の
保護策

再発防止策
の検討

ハラスメント苦情相談窓口で受け付けた苦情相談の内容を整理した上で、個別のハラスメント事案ごとにメンバーを変えながらその解決手法を検討します。

組合職員専用苦情相談メールアドレス

ストップ ハラスメント

stop-harassment@shibata-kouiki.jp

※ メール送信の際は、迷惑メールと区別するため、件名を「ハラスメント相談」としてください。

※ 対応を希望する相談員がいる場合には、本文中にその旨を記載してください。当該相談員から折り返し連絡します。